

論壇

マイナンバー制度導入と税理士が果たすべき役割



小宮山 隆 【杉 並】

I はじめに 具体的な利用イメージが描けない

いわゆるマイナンバー法関連四法が公布（平成25年5月31日）された。これにより、2016年（平成28年）1月からマイナンバーが利用開始になる。

このマイナンバーが「税分野」でどのように利用されるかについては、内閣官房HP掲載の各種資料によれば「国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用」とされているものの、それだけでは納税者国民側が負担する事務（量）の具体的な利用イメージが描けない。

日本税務会計学会をはじめ

II マイナンバーの具体的な利用イメージに基づき議論されることを期待

1 内閣官房の利用イメージ

内閣官房でマイナンバー制度を担当する向井治紀内閣官房審議官は、「税分野」の利用イメージとして、次のようなことを紹介している。

マイ・ポータル（個人用ホームページ）で自分の所得情報などが確認できるようになるので、確定申告が

め各種研修会でも取上げられているが、マイナンバー法の解説に留まっている。つまり、いずれの発表等を見聞きしても解説段階にあり、マイナンバー利用による「税分野（税務当局及び納税者）のメリット・デメリット」論でさえ十分でなく、国民各層の納得感が得られていないように思う。

本稿では、それらの原因はどこにあるのか、筆者なりの考え方を紹介することで、税理士が果たすべき役割に関する議論等のキッカケになれば幸いである。

やりやすくなる。マイ・ポータルの機能とe-Taxを上手く組み合わせれば、確定申告もより簡単になる。行政が効率化されるところに、課税の公平性も向上する。給与所得者であれば、勤務先にも番号を告知するケースがある。銀行に番号を告知する必要はない。法人番号

は民間利用が自由なので、今後、番号を使った民間ビジネスが出てくる可能性もある。

2 国税当局の利用イメージ

現時点でマイナンバーを担当する上羅蒙国税庁長官官房審議官は、次のようなことを紹介している。

個人番号の利用は、国税の賦課または徴収に関する事務に限定されている。法人番号は、国税庁長官が、指定・通知・公表を行い、官民問わず様々な用途で活用できる。番号を活用し、法定調書の名寄せや申告書との突合がより効率的かつ正確に行え、所得把握の正確性が向上し、適

マイナンバーの利用イメージが上記のように判然としないままである理由は、マイナンバー制度の導入理念の曖昧さと不鮮明さにあり、それは真の理念が埋没されている点に原因があるのではないかと思う。

III マイナンバー制度導入の真の理念が埋没

マイナンバーの利用イメージが上記のように判然としないままである理由は、マイナンバー制度の導入理念の曖昧さと不鮮明さにあり、それは真の理念が埋没されている点に原因があるのではないかと思う。

1 マイナンバー法の理念の曖昧な表現  
番号法に基本理念の規定があり、その内容は、番号の利用理念（3①）と、そ

求めることを避け国民の負担軽減を図る（3①三）ことである。

3 税理士会の利用イメージ

東京税理士会「平成26年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」（平成25年3月21日）、あるいは日本税理士会連合会「平成26年度・税制改正に関する建議書」（平成25年6月26日）にマイナンバーの項があるが、この書面の性格やマイナンバー法公布前の状況下での作成でもあり、いずれも抽象的な内容である。今後、納税者目線での利用イメージが発信されそれに基づき議論されることを期待している。

税務当局には、昭和55年度に創設されたグリーン・カード（以下「Gカード」という）制度がGカード交付開始（交付は昭和61年1月1日）直前の昭和60年度税制改正において国民各層の理解（富裕層の猛反対など）と、受け入れ体制が十分整っていないと言われている。この大問題を受けて、Gカード制度は廃止された。

熟慮し産み出されたGカード制度に対する当時の社会の反応は、納税者番号制度に決して拒否的ではないが、この大問題を受け入れられる環境までにはなっていないため、Gカード制度は廃止された。

主な利用理念は、(1)行政事務処理における「情報管理の効率化」と「国民の利便性向上」と「行政運営の効率化」(3①一)、(2)情報ネットワークによる情報の授受と共有で「給付と負担の適切な関係の維持」(3①二)、(3) 提供される情報と同じ情報の提出を

求めることを避け国民の負担軽減を図る（3①三）ことである。

4 おわりに 真の納税者番号制度へ変容を

本稿では、マイナンバー制度（不完全な納税者番号制度）の導入の「メリット・デメリット論」や「納税者コスト論」（税務当局側と納税者側それぞれへの納税事務適正配分など）に触れるスペースはないが、前

者については税体系において特に所得税をどのように位置付けるかにより考え方が分かれてくる。

後者についてはあるべき姿（理想）の税務署ないし納税者を前提にして税法の規定を組み立てるスタンス

をどう評価するかにより考え方が分かれてくる。

2 政府「税制調査会（平成

25年10月8日開催）は、「マイナンバー、税務執行ディ

「マイナンバー」の納税者側のメリット」を作成させた（平成25年前期）ところ、ほぼ全ての学生が「分らない、見えない」という。

なお、メリット・デメリット論ではないが、導入されたマイナンバー制度への期待を取上げた種類の論文がようやく登場し始めた。例えば、酒井克彦教授稿「マイナンバー制度の今後の展開（税経通信2013・11月号）がある。

向井治紀内閣官房（社会保障改革担当室）審議官インタビュー、週刊税のしるべ25・6・10、p4より要約

上羅蒙国税庁長官官房審議官インタビュー、週刊税務通信、25・9・30、p13-14より要約

昭和55年及び昭和60年「改正税法のすべて」参照  
佐藤英明教授稿「納税者番号制導入の可否―論点の整理」、税研、1999・1参照

3 ちなみに、筆者は國學院

を講義しており、受講学生約100名に課題レポート

「マイナンバーの納税者側のメリット」を作成させた（平成25年前期）ところ、ほぼ全ての学生が「分らない、見えない」という。

なお、メリット・デメリット論ではないが、導入されたマイナンバー制度への期待を取上げた種類の論文がようやく登場し始めた。例えば、酒井克彦教授稿「マイナンバー制度の今後の展開（税経通信2013・11月号）がある。

向井治紀内閣官房（社会保障改革担当室）審議官インタビュー、週刊税のしるべ25・6・10、p4より要約

上羅蒙国税庁長官官房審議官インタビュー、週刊税務通信、25・9・30、p13-14より要約

昭和55年及び昭和60年「改正税法のすべて」参照  
佐藤英明教授稿「納税者番号制導入の可否―論点の整理」、税研、1999・1参照